

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業

基本協定書（案）

平成30年6月6日

（平成30年7月13日修正）

名古屋市

目 次

第1条	(用語の定義)	1
第2条	(目的)	1
第3条	(当事者の義務)	2
第4条	(事業者の設立)	2
第5条	(株式の譲渡)	3
第6条	(業務の委託、請負)	3
第7条	(事業契約の仮契約)	3
第8条	(準備行為)	3
第9条	(事業契約の不締結)	3
第10条	(事業契約不調の場合の処理)	4
第11条	(有効期間)	4
第12条	(解除)	4
第13条	(秘密保持)	5
第14条	(準拠法及び裁判管轄)	5
第15条	(協議)	5
別紙 1	出資者保証書様式	7
別紙 2	誓約書様式	9
別紙 3	業務の委託又は請負企業一覧	10

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業 基本協定書（案）

名古屋市（以下「市」という。）と、〔構成員名称〕、〔構成員名称〕及び〔構成員名称〕をその構成員とし（これらの企業を、以下、個別に又は総称して「構成員」という。）、〔協力会社名称〕、〔協力会社名称〕及び〔協力会社名称〕をその協力会社とし（これらの企業を、以下、個別に又は総称して「協力会社」という。）、構成員のうち〔代表企業名称〕（以下「代表企業」という。）をその代表者とする〔応募グループ名称〕（以下「落札者」という。）は、名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に関し、次のとおり、基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 運営事業 本事業とは別に、市が指定管理者制度に基づく指定管理者として指定し、運営事業者が実施する、本施設の運営事業をいう。
- （2） 運営事業者 本事業とは別に、本施設を対象として、市が指定管理者制度に基づき指定管理者として指定し、運営事業を実施する者をいう。
- （3） 既存施設 現第1展示館、第2展示館、第3展示館、イベント館、交流センター及び立体駐車場の施設及び設備を、個別に又は総称していう。なお、新施設の供用開始以降は現第1展示館の解体・撤去に着手するため、当該解体・撤去に伴い、現第1展示館は既存施設の対象から除外される。
- （4） 事業者 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- （5） 新施設 本事業で、新たに整備する第1展示館（デッキを含む。）をいう。
- （6） 提案書 入札説明書等の規定に基づき、落札者が市に対して提出した提案書及び図面に含まれる本事業に関する一切の提案をいう。
- （7） 入札説明書等 本事業に係る入札公告の際に市が公表する書類一式（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集を含む。）をいう。
- （8） PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- （9） 本事業 名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業をいう。
- （10） 本施設 本事業における公共施設等として位置付けられる、新施設及び既存施設を、個別に又は総称していう。

（目的）

第2条 本基本協定は、本事業に関し、〔応募グループ名称〕が総合評価一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、事業者と市とが締結することに向けた、市及び落札者の義務を定めるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る市と落札者との間の了

解事項を確認することを目的とする。

（当事者の義務）

第3条 市及び落札者は、事業者と市とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 事業契約の締結のための協議においては、落札者は、本事業にかかる市の要望事項を尊重するものとする。
- 3 落札者のうち構成員は、本事業の入札手続において提出した提案書所定の資金調達計画等に従い、事業者に出資するとともに、事業者への出資者を募り、又は事業者による借入れその他の資金調達を実現させるものとする。
- 4 落札者は、市の実施する事業及び運営事業と本事業との整合性が確保されるよう、市及び運営事業者（運営事業者としての指定が予定される者を含む。）との間で十分に調整を行うものとする。

（事業者の設立）

第4条 落札者は、事業契約の仮契約の締結予定日の前日までに、次の各号の条件に従い、事業者を設立するものとする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社とすること。
 - (2) 資本金は、●円とすること。
 - (3) 本店所在地は、名古屋市内とすること。
 - (4) 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを規定すること。
 - (5) 取締役会及び監査役を設置すること。
- 2 落札者は、事業契約の仮契約の締結日において、次の各号の書類を市に対して提出するものとする。
- (1) 事業者の履歴事項全部証明書
 - (2) 事業者の認証済み原始定款の原本証明付写し
 - (3) 全構成員の作成に係る別紙1の様式及び内容による出資者保証書
 - (4) 構成員以外の事業者の各出資者の作成に係る別紙2の様式及び内容による誓約書
- 3 構成員は、必ず事業者に出資するものとし、事業契約に定める契約期間（以下「契約期間」という。）にわたり、次の各号の条件に従って出資を維持するものとする。
- (1) 構成員の議決権割合の合計が、事業者の総株主の議決権の2分の1を超えること。
 - (2) 代表企業の議決権割合が、事業者の総株主中の最大となること。
- 4 落札者は、事業者をして、創立総会又は株主総会において取締役及び監査役を選任せしめ、これを市に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役又は監査役が改選された場合についても、同様とする。
- 5 落札者は、事業者が増資を行った場合、当該増資完了後速やかに、市に対し、当該増資の結果を踏まえて、全構成員の作成に係る別紙1の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとし、また、当該増資の引受けを行う構成員以外の者をして、別紙2の様式及び内容による誓約書を提出させるものとする。

(株式の譲渡)

第5条 構成員は、契約期間が終了するまで、市の書面による事前の承諾なしに、その保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。ただし、新施設が事業者から市に引き渡された日以降における構成員間での株式の譲渡（出資比率の変更）については、市はこれを原則として承諾するものとする。

- 2 落札者は、構成員が前項に定める市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当該譲渡完了後速やかに、市に対し、当該譲渡の結果を踏まえて、全構成員の作成に係る別紙1の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとする。また、落札者は、当該譲渡に係る構成員以外の譲受人をして、別紙2の様式及び内容による誓約書を提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第6条 落札者は、事業者をして、本事業の実施に関し、構成員又は協力会社に、別紙3記載の業務をそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 前項に基づき事業者から各業務を受託し、又は請け負った者は、当該受託し、又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約の仮契約)

第7条 市は、本基本協定締結後、平成31年3月31日までに、事業者との間で事業契約の仮契約を締結するものとし、落札者は、事業者をして、これを締結させるものとする。なお、事業契約は市の議会の議決をもって成立するものとする。

(準備行為)

第8条 落札者は、事業契約成立前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、落札者に協力するものとする。

- 2 前項の市の協力の結果は、事業契約成立後においては、事業者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約の不締結)

第9条 第7条の定めにかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員若しくは協力会社（以下「本該当者」という。）が本事業の入札手続について次の各号のいずれかに該当した場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させない。ただし、本該当者が協力企業のみである場合に限っては、当該協力会社に代わって、入札参加資格を有する協力会社を補充し、又は、当該協力会社を除く構成員及び協力会社で、すべての入札参加資格を満たし、かつ、事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、本事業の運営に支障をきたさないと市が判断した場合にはこの限りではない。協力会社を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件に合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。

- (1) 構成員若しくは協力会社、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について同法第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 構成員又は協力会社が、贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- 2 第 7 条の定めにかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員若しくは協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させないことができる。

（事業契約不調の場合の処理）

第 10 条 事業者と市との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び落札者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第 9 条の適用により事業契約が不締結となった場合、その他落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合には、市は、本事業に係る落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を上限とする違約金を落札者に請求できるものとし、落札者は、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を連帯して市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について落札者に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、事業契約締結の議案が市の議会で否決されたために事業契約の締結に至らなかった場合、又は市の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合で、落札者が市に損害の賠償を請求できるときは、かかる損害賠償請求権には第 1 項が適用されず、落札者の市に対する損害賠償の請求は妨げられないものとする。

（有効期間）

第 11 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約が成立した日を終期とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らないことが明らかになったと認められる場合には、事業契約の締結不調を市が落札者に通知した日をもって、本基本協定は終了するものとする。
- 3 本基本協定の終了後も、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 13 条の定めは有効とし、市及び落札者を拘束し続けるものとする。

（解除）

第 12 条 前条第 1 項の定めにかかわらず、構成員若しくは協力会社が、本事業の入札参加資格を欠く

に至った場合、又は本事業の入札手続について第9条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、市は、本基本協定を解除することができるものとし、当該解除の日をもって、本基本協定は終了するものとする。

(秘密保持)

第13条 市及び落札者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本基本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 本基本協定締結前に、既に公知であった場合
- (3) 本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 落札者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) 市が市の議会に開示する場合
- (8) 市又は落札者がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (9) 市が名古屋市情報公開条例（平成12年4月名古屋市条例第65号）に基づき開示する場合
- (10) その他市又は落札者が法令に基づき開示する場合

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本基本協定は、日本国の法令及び市の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び落札者が協議の上これを定めるものとする。

(条文以上)

以上を証するため、本書を〔 〕通作成し、市、構成員及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

市 名古屋市
所在地
名古屋市長 〔市長名〕

落札者 〔応募グループ名称〕
(代表企業)
所 在 地
代表者氏名

(構成員)
所 在 地
代表者氏名

(協力会社)
所 在 地
代表者氏名

別紙1 出資者保証書様式

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

名古屋市長

〔市 長 名〕殿

出資者保証書

名古屋市（以下「市」という。）及び〔事業者名称〕（以下「事業者」という。）との間で、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、落札者である〔応募グループ名称〕の構成員である株式会社●●（以下「代表企業」という。）、株式会社●●、●●株式会社及び●●株式会社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、本書に別段の定義がある場合を除き、本書において用いられる用語は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち〔 〕株を当社らが保有し、その内訳は、〔 〕株は株式会社●●、〔 〕株は株式会社●●、〔 〕株は●●株式会社、〔 〕株は●●株式会社であること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ代表企業の議決権の保有割合が、総株主中の最大であり、事業契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対し当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面で通知し、市の書面による事前の承諾を得た上で行うこと。また、かかる場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに市に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 6 当社らが前項に定める市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当該譲渡完了後速やかに、市に対し、当該譲渡の結果を踏まえて、当社らの作成に係る別紙1の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとする。また、当社らは、当該譲渡に係る当社ら以外の譲受人をして、当該譲渡と同時に、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けの市と落札者の構成員（当社らを含む。）及び協力会社との間の基本協定別紙2の様式及び内容と同様の誓約書を市へ提出させること。

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

別紙２ 誓約書様式

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

名古屋市長

〔市 長 名〕 殿

誓約書

当社は、本日現在、〔事業者名称〕の株式〔 〕株を、保有しています。当社は、保有する〔事業者名称〕の株式の譲渡、担保権の設定その他の方法による処分を行う場合には、名古屋市から事前に書面による承諾を受けるものとします。かかる承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、これを名古屋市に提出するものとし、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その契約締結後速やかに名古屋市に提出いたします。

所在地

社 名

代表者

別紙3 業務の委託又は請負企業一覧

1 設計業務（解体・撤去業務を除く）

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

2 建設業務（解体・撤去業務を除く）

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

3 工事監理業務

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

4 解体・撤去業務

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

5 解体・撤去工事監理業務

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

6 維持管理業務

商号又は名称【○○○○○○○】

所在地 【○○○○○○○】

※ 上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに商号又は名称及び所在地を記載すること。